

《complete the educational reform》

競争から共創、そして 響創の教育改革へ！

1. 教育三法の改正→改正教育基本法を受け、緊急に必要とされる教育制度の改正

中央教育審議会 平成10年10月答申

「今後の地方教育行政の在り方について」

学校の自主性・自律性の確立

※ 学校教育法などの一部改正

○各学校種の目的及び目標の見直し

○副校長そのほかの新しい職の設置

副校長制 主幹教諭 指導教諭

* 学校組織の重層化

* 学校組織マネジメントの強化

* 学校の成果のチェックの機構整備

○学校評価及び情報提供に関する規定の整備

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

文部科学大臣による是正・改善の「指示」 未履修問題 いじめ・自殺問題

地方教育行政の基本理念を明記する

合議制の教育委員会が、自ら管理・執行する必要がある事項を規定

学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行う

教育委員会不要論

教育委員会の責任体制の明確化

合議制教育委員会の役割を見直す契機

学校と協働して地域の子どもの育成に連帯責任を有する

※ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正

2. こだいら福祉のつどい

6月23日（土）社会福祉協議会5階市民ホール

長期休業日の子ども対象の募集企画の紹介

3. 長期休業日中の研修について